

「焼津市産業立地ビジョン（案）」に対する意見募集について

提出された意見の内容及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

■意見募集期間	令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火)
■意見提出件数	1人 1件
■提出意見の内容及び市の考え方	下記に記載
■意見の反映状況	案の修正は行いません。
■問合せ先	誘致戦略課 企業誘致担当 電話：054-626-2260 E-mail：yuchi@city.yaizu.lg.jp

焼津市産業立地ビジョン（案）に対する意見と市の考え方

番号	意見内容	市の考え方
(1)	<p>1 市街化調整区域内で住宅地を求めても、制約があり建設が困難であります。市街化調整区域で開発許可を得て、工場・冷蔵庫・倉庫等を建設可能ですが従業員を確保する為には住宅地の提供がなければ地元雇用ができません。この場合、遠隔地に居住している人材を採用しなければならず、非常に効率が悪い。開発審査会付議基準 14 優良田園住宅の制度を活用していただきたい。</p> <p>現在では制度がなくなっていますが以前、旧都市計画法第 34 条第 10 号イで面積 5ha 以上あれば宅地分譲ができました。この制度が復活できれば住宅用地が確保できます。</p> <p>2 主要道路沿線での農用地除外について</p> <p>国道・主要地方道に接する農地が一般的には農用地となっているケースが多いと思われませんが、この沿線において静岡県個別付議基準で許可対象となっている「大規模流通業務施設」、「地域振興上必要な工場等の増設」、「収用移転事業」について農用地の除外を積極的に認めていただきたい。沿線沿いは上下線とも 50m 範囲内を農用地の除外地をお願いしたい。</p>	<p>本ビジョンでは、本市の産業立地に関する考え方をまとめており、その中で、農業と水産業・商工業等の産業は、将来の市民の経済・生活を支える柱であり、車の両輪としてともに振興を図ることとしております。</p> <p>土地利用に関する具体的な取り組みに関しましては、企業の皆様の動向や関係者の意向及び土地利用の状況を考慮して検討することとなります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、関係する課と共有し、今後の施策を推進していくための参考とさせていただきます。</p>